

## 平成29年度 第3回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年6月9日(金) 午後1時00分から午後1時55分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (30人)

会長 6番 山脇 優 委員

出席委員

1番	浅井稔洋	委員	2番	鐵本達夫	委員	3番	山崎重三	委員
4番	小谷 章	委員	5番	西谷美智雄	委員	7番	金信正明	委員
8番	數馬 豊	委員	9番	藤井由美子	委員	10番	朝日等治	委員
11番	美田俊一	委員	13番	谷本貴美雄	委員	14番	黒川幸人	委員
16番	日野一良	委員	17番	筏津純一	委員	18番	佐々木敬敏	委員
19番	松本幸男	委員	20番	涌嶋博文	委員	21番	河本良一	委員
22番	影山卓司	委員	23番	原田明宏	委員	24番	黒川 衛	委員
25番	林 修二	委員	26番	笠見 猛	委員	27番	山根清人	委員
28番	小谷俊一	委員	29番	福井章人	委員	30番	山本淑恵	委員
31番	馬場克之	委員	32番	徳田和幸	委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 農用地利用配分計画について

議案第19号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局長        それでは時間になりましたので、只今から第3回の農業委員会会議を開会致します。初めに山協会長あいさつをお願い致します。

## (2) 会長あいさつ

会 長        春の一番忙しい時期で、田植えもだいぶ終わっておるようですが、この中で終わってない方が、私を含めて何人かおられるようで、大変忙しい時期です。天候の方も梅雨に入りましても、今年は長期予報では、雨が降らないようです。

先般、東京の方で全国の会長大会がございまして、29日に東京の文京シビックホールでありまして参加してきたわけでございます。皆さんの方に当日の冊子をコピーしたものを今回は入れておきました。中にいろいろ内容が書いてございますけれども、事例発表等もございましたし、耕作放棄地の発生防止・解消活動の表彰もございました。倉吉市の農業委員会も数年前に、岸本会長の時だと思っておりますけれども、解消活動での表彰が過去にございました。国会議員も入れかわり立ちかわり来て、来賓席に座りながら紹介の時に「はい、〇〇県です。」と出身地を名乗って、手を挙げて頑張りましょうって大きな声で言っておりました。終わったらすぐに帰って、次に、別の人が出てきて。入れかわり立ちかわりで何十人も。そういう大会です。たまに、呼んでも来てない人がおるもんですから、会場から野次が飛んで「おらんもん呼ぶな。」と大きな声で声があがっておりました。そういう具合に色々ございまして、皆さん読んでいただいたらと思います。全国的にこういうことをやっているんだということもみて頂ければと思います。

そして、今日は、午前中、現地調査を大変暑い中で、担当の方に見てもらって参りました。今日はほとんど、里の方というか、奥の方はなかったもんですから、短時間でまわれたと思います。ただ一つ、〇〇地区で違反転用がありましたのが気になります。〇〇〇〇ですけども、以前から私も気になっておりました、〇〇委員の下の方の田んぼで、今、クレーンが置いてありますけれども、水田のままで、埋めてあって、資材が置いてあったりということになっておりますので、もう少し詳しく調べて違反転用対策委員会などを開いて、これから話をしていかなければならないかなと思います。できることなら、農地パトロールのときにもっと早く見てほしいなど、各地区の委員さんよろしく願います。

## ※ 議長選出

事務局長        そうしますと、この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行することになりますので、よろしくお願い致します。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長        それでは議事録署名人の決定でございますけれども、指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということでございます。それでは17番篠津委員、18番佐々木委員に署名人をお願い致します。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届はございませんが、遅刻の報告が入っております。浅井委員がちょっと遅れるということでございますので報告致します。

(4) 連絡・報告事項

議 長 (4) 連絡・報告事項。事務局より説明をお願い致します。

事務局長 そうしますと、平成29年度第3回の会議報告並びに予定事項をご覧いただきたいと思います。

(以下事務局説明)

議 長 それでは、先程ございました農家相談会についての報告をお願いします。山根委員。

27番 はい、27番山根です。5月17日農家相談がありました。担当は黒川幸人委員と私とでございました。相談者が倉吉市〇〇 〇〇〇〇さん。内容については、小作契約についての相談でございました。耕作農地が倉吉市〇〇の1,230㎡。地権者が〇〇〇〇さんで平成28年5月に亡くなっておられます。土地の管理者かどうか分からないんですけども、〇〇〇〇さんという方から、〇〇弁護士に相談して土地を購入してくれないかという文書が〇〇〇〇さんのところに届いた。〇〇さんは現時点での購入の意思はなく、小作は契約期間満了まで続けたいと考えているということでございました。小作契約は平成22年5月17日から10年間、平成32年5月16日まで契約期間が結んであります。

相談に来られた〇〇〇〇さんは、弁護士を通して文書が届いたことで不安になりまして、契約満了まで耕作を続けられないか相談に来ておられました。この中で回答は、「農地の貸借の解約届の提出がない限り耕作はできますよ。」ということで返事をしております。以上です。

議 長 本人は納得されましたか。

27番 はい。

議 長 それでは、皆さんの方から何か報告・連絡事項について質疑はありませんか。

(なしの声)

## (5) 議 事

議 長

それでは(5)議事に入ります。議案第14号から第19号までの議案についての説明を事務局よりお願い致します。

事務局

本日の議案についてまとめて説明をさせていただきます。その前に一つご報告がございます。実はこの4月から農業委員会の農地台帳のシステムが新しくなり全国的に統一されたシステムになりまして、いよいよ今回の会議の議案から様式が変わっております。新しい台帳システムで作成した様式に変更しております。慣れないところですし、少々見にくくなっている部分もありますがご了承ください。

それではまず、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページ3ページの通り、7件の申請が出ております。

続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、議案の5ページでございます。2件の申請が出てきております。

議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案の7ページから10ページまでにあります通り、9件の申請が出ております。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の13ページから34ページまでの通り、利用権設定の申し出が57件出ております。また35ページから36ページの通り、所有権移転が2件出ております。

議案第18号 農用地利用配分計画については、42ページからの通り3件の協議がありました。

最後に、議案第19号 農用地利用集積円滑化事業規程の変更についてということで、50ページからの通り、協議が出ておりますのでご審議の方をよろしく申し上げます。

本日の議案は以上でございます。

### 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

それでは、議事に入ります。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、質疑を求めます。ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしということで、議案第14号につきましては承認と致します。

### 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

続きまして4ページ、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。これは現地調査がございましたので、今日の当番委員であります、小谷俊一委員・山本委員・黒川代理・藤原局長・隅主任と私の6名で現地に行っておりますので、代表として山本委員より報告をお願い致します。

30番 報告させていただきます。先程会長が述べられたように、6名で現地を確認致しました。何も問題ないと認められますので報告いたします。

議長 ありがとうございます。只今報告ございました、議案第15号につきましてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めますので承認と致します。

議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても同じく先程のメンバーで現地の調査に行っておりますので、同じく山本委員より報告をお願い致します。

30番 報告致します。今回はですね6名全員が最初から行っていたわけではなくて、番号7までは会長さんはおられなかったですけども、あとの5名で確認致しました。何も問題ないと判断でございますのでご報告致します。それから、その下の番号9と番号11は6名全員でまわりました。これも問題が認められませんでしたので報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。只今報告にありました、問題なしということでございました。皆さんにお諮り致します。2番鐵本委員。

2番 2番鐵本です。ちょっと教えて下さい。申請番号2番の〇〇の分です。別紙資料に図が載っていますけども、元は畑だったけれど、梨か何かつくったんでないでしょうか。そんなことではないですか。

事務局 鐵本委員のご質問ですけども、過去に畑として使われていたようですが果樹園だったものですけども、当時何を作られていたかはまで確認しておりません。今は耕作はやめられて雑木林のような状態になっているところでございます。

2番 わかりました。あともう一つ。申請の6番ですけども非農地で、申請人が〇〇〇〇の院長さんでないか。わかる範囲で結構です。どっかこの辺りに病院をつくるという話が以前あって、そういうもんはやめてこうなったのか、そういうことはわからないのか。院長さんが結構広い面積を持っていたので、病院をつくるか話が。関係あるのかまったく関係ないのか。

事務局 はい。〇〇〇〇の院長さんの件は把握しておりませんでした。この申請者さんは、平成4年に当時、〇〇〇〇〇〇の辺りに、小中一貫校を設置するという構想があったようでして、その時に目的までは確認しておりませんが、用地を取得されたようです。それから農地はあまり管理されてなかったようですけど

も、それ以降その計画も途絶えてしまって、荒れてしまったという状況だと聞いております。

2 番 はい、結構です。私が勘違いしていました。病院だという話や、学校だとかいう話がいろいろ出とったもので、そういうことで話を聞かせてもらいました。参考です。

議 長 その他ありませんか。只今の議案第 16 号につきましては、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第 16 号につきましては承認と致します。

#### 議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、この中に関係の委員がありますので、関係のある委員の方の議事を先にさせていただきますともよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、該当委員の退席を求めます。35 ページの所有権移転関係は、11 番美田委員に係る案件でございますので、美田委員の退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは事務局。

事務局 35 ページ所有権関係でございます。所有権移転を受ける者：倉吉市〇〇 〇〇〇〇、所有権移転をする者：倉吉市〇〇 〇〇〇〇でございます。移転する土地等につきましては、以下記載の通りでございます。4 筆 2,620 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転でございます。対価は 50 万円で 10 a あたり 19 万 839 円になっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました美田委員の案件でございますが、ご質問・ご意見はございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということですので承認と致します。それでは美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ報告します。只今の案件につきましては異議なしということで、承認とされましたのでご報告致します。それでは事務局説明をお願いします。

事務局 その他、議案13ページでございます。先程、隅の方からありましたように、この度からシステムが変わった関係で、地区別の集計が出ないので、全体の集計表を表示させていただきました。また、新規、更新という表示をしていないので、ご了承願います。

続きまして13ページ、利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は199,849㎡でございます。利用権設定各筆明細等につきましては、13ページから34ページ記載の通りでございます。

所有権移転関係36ページになります。所有権移転を受ける者：鳥取市東町1丁目 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、所有権移転をする者：〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 でございます。所有権移転する土地につきましては、記載の通りでございます。2筆2,140㎡の売買でございます。対価は30万円で、10aあたりですと、14万186円となっております。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、37ページから39ページの記載の通りでございます。所有権移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては、40ページ記載の通りでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、議案第17号について報告がございました。皆さんの方で何か質疑等ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案17号は承認と致します。

#### 議案第18号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第18号 農用地利用配分計画についてお願いします。

事務局 43ページでございます。利用配分計画各筆明細でございます。番号1 権利の設定を受ける者：〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。権利を設定する農用地については記載の通りでございます。3筆4,706㎡の賃借権による配分計画でございます。その他番号2番、3番と合計いたしまして、7筆13,322㎡の配分計画でございます。

農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営状況につきまして

ては、45ページから48ページの記載の通りでございます。以上でございます。

議長 只今、議案説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第18号につきましては承認と致します。

議案第19号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について

続きまして、議案第19号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について、お願いします。

この農地利用集積円滑化事業規程の変更は、鳥取中央農業協同組合、25番林委員に係る案件ですので、農業委員会に関する法律第31条の規定により林委員の退席を求めます。

(林委員 退席)

議長 それでは49ページ、議案第19号 農地利用集積円滑化事業規程の変更につきまして、農林課より説明をお願いします。

農林課 議案19号の農地利用集積円滑化事業規程の変更についての議案を説明をさせていただきますと思います。資料の50ページからでございますけども、鳥取中央農業組合より農地利用集積円滑化事業の一部変更ということで、変更内容につきましては、鳥取県農業会議が、農業委員会ネットワーク機構に名称変更されたことに伴う第4条及び第33条の変更をお願いするものでございます。なお、こちらにつきましては、4月25日に開催されました農協の通常総代会にて議案として載っております。以上でございます。

議長 只今、林委員の案件について農林課より説明がりましたので、皆さんよりご質問・ご意見はございませんか。

(異議なしの声)

議長 なしということでございますので、議案19号につきましては承認と致します。それでは林委員の入場を求めます。

(林委員 入場・着席)

議長 林委員へ只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告致します。



議 長 以上で議事につきましては、終結と致します。

## (6) その他

議 長 続きまして日程6、その他の項に入らせていただきます。

別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。(1)耕作届の受理について、説明をお願い致します。

事務局 (1)耕作届の受理についてでございます。その他報告・連絡事項の裏面でございます。届出日：平成29年5月15日、届出者：〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇。届出地、位置図につきましては以下記載のとおりでございます。本日も審議いただいた3条申請に関連するものでございます。現地確認して農地となっていることを確認しております。以上でございます。

議 長 続きまして、(2)農地等のあっせん活動の状況について、①の件を小谷章委員・佐々木委員のあっせんでございます。佐々木委員。

18番 報告を致します。現在の状況ですが、私も現地を知っております。現地は沼地みたいな田んぼで耕作をされておまして、本人さんの意向は何とか非農地にできないかというのがありました。農振の関係でなかなかそうはいかないということで、可能性としては転用と農地云々もあります。中間管理機構にお願いをしてみたらどうか。そのあたりのこともご本人に相談を致しました。

議 長 ありがとうございます。中間管理機構がどうのこうのということが、出ましたが、担当である農林課内川課長、意見をどうぞ。

農林課 農地中間管理事業につきましては、先だつての農業新聞にも鳥取県内の進み具合が全国3位というふうに載っていたかと思います。

それとあわせまして、土地改良法の見直しの中で中間管理事業を使えば、農地の所有者の手出しがいらぬということ、農地中間管理機構も結局は、耕作者がないと事業をしないということは明白です。そうした中で、なんとか担い手の育成確保をはかっていくことが、重要であると思っております。

議 長 ただ3年間貸付してもええけど、受けてもいいけど、なかったら返すからね。はじめから湿田みたいな所は、はじめからノーですからね。いいところ、わるいところをよるからね。ちょっと難しい面もあるな。その田んぼは、湿田ですか。

18番 沼地。昔、何度も田植えをして田植機が動かんようになったので。

議 長 マコモダケはいけんかな。

2番 レンコンだ。

議 長                   はい。美田委員。

11番                   参考までに、灘手の〇〇の分です。構造改善事業で、昭和50年代初め頃に、〇〇公民館を建てたくて、やったような事業ですわ。実際地下水がかなり高くで、自然化しとると。農地の再整備、土地改良事業を手上げして、みょうかなと思っております。

ただ、県の総合事務所の方に情報を伝えてどんな動きができるか。でも今のような話でね、各地区の土地改良区の理事長さんがいっぱいおられるし、うちは、ほんとはこうしたいなど、再整備したいなど気持ちがあるなら、農業委員会としてもそういう動きを検討してみてもいいでないかなと思います。

議 長                   はい。佐々木委員。

18番                   今、美田さんが言いなることはもっともだと思います。それと、農業委員会としてもですね、一生懸命皆さんで力を合わせて努力すれば可能性はある。この場合は、山ん中の盆地みたいなところでそういう対象に全くならんところですよ。山ん中にポツンとある田んぼです。対象にもならんし、本人もそれをやる気がないです。

議 長                   わかりました。今、美田委員が言われることについては、農地中間管理事業も、いつも理事長が言っておられるのですが、土地改良したところで、つくれないところがあった。これをなんとか改良して、つくれるようなことをやらないといけないということは、いっておられます。まだ実現化してませんけれども、今回やっぱりそういうことも考えていかないけんという方向にだんだんと行きつつあるんじゃないかと思います。

それでは、よろしいでしょうか。次は、林委員と数馬委員の結果をお願いします。林委員。

25番                   25番 林です。現地を見ましたところ、木は切ってあったんですけど切り株がまだ残つとると。それから、よく見ましたらアンカーは周りがあると、柵は何年か前にとんなったようなんですけども。

本人にも話は聞いたわけなんですけども、そこの組合の方に話を聞いた方が早いということで、〇〇さんの方に行きました。造成地ですので土地代がいらんようなんですけど1反あたり50万。それから助成費用が1反あたり50万で約100万かかるとるようです。これでいくと約600万かかるとるようですよ。ただ償還は済んだようです。なんぼでも払うと、さつきさんはおっしゃるんですけど、なかなか野菜だと、抜いてかからないけんということがありますので、果樹でないと無理かなというふうに思っています。現在のところ、組合の方をお願いして誰か借り手がないだろうかというふうに言っておりますけども、まだ返事はありません。

議 長 分かりました。  
続きまして、(3) 農地利用最適化推進委員の募集状況について。局長より報告致します。

事務局長 農地利用最適化推進委員の募集状況について説明させていただきます。先月の農業委員会以降ですね、定数に達していませんでした第1地区の上北条・上井・西郷・倉吉について、2人の応募がございました。それから、第5地区の関金では1人の応募がございまして、あわせて3名の応募がございました。一応これで定数の9人に達しましたので、募集を締め切りにしようと思います。

今後についてでございますが、7月20日に農業委員会の臨時総会を開催致します。そこで、推進委員9人について、決定をしまして、8月1日に農業委員と推進委員合同の研修会の予定をしておりますが、そこで会長の方から委嘱状の交付ということになります。

それから、一方、農業委員の方でございますが、先月、面接を行いました。それ以降に評価委員会を開催しまして、その結果を市長に報告したということでございます。6月の議会の中で、議会の同意を頂きまして、7月20日に正式に市長の方から任命ということになります。以上でございます。

議 長 続きまして、(4) その他 学校給食試食会について。事務局説明をお願いします。

事務局長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。7月10日に農業委員会の前に給食の試食会ということで予定させていただきました。7月10日は、給食センターにお集まりいただくということで、正午から給食試食会をさせていただきます。試食会終了後、午後1時から同じく給食センターの会議室で第4回の農業委員会会議を開催致します。駐車場でございますが、くれぐれも消防署の方に駐車されないように、さんさんプラザの方をお願い致します。

議 長 以上でこちらの方からの議題はないですけども、他に皆さんの方から何かありますか。徳田委員。

3 2 番 先程事務局の方から4月に農家台帳が変わったということですが、それと関連してですけど農家台帳の各農家の所有しとられる面積が全部入っとるのでしょうか。それで、ちょっと聞きたいですけど、利用増進にも関わって来るわけですけど、永年小作で作っておられる関係者があるわけで、それを担い手が借りようとする、新規で手続きがとれない。又貸しの又貸しになる。そういうのは、どういうふうな感じになるかその辺をちょっとお聞きしたいことと、もう一点ですが、市道の除草の管理はどこがだいたいしとるかということをお聞きしたいんですけども。

議 長 通常、市は一切タッチしません。今、地主が刈っていますほとんどが。市道の場合は。たとえ県道があっても県道は、道路から1m法面までしか刈りませ

ん。あとは地主が刈ります、そういうやり方ですので。あと永代小作について。

事務局 永代小作ですけども。永代なのでずっと小作を続けておられる状況だと思いますが、農地台帳上では法不明の賃貸借が続いているとか、あるいは3条とかそのような記載があります。解約をされて次の方が借りられるというのが、本来の流れだと思います。そうされれば、小作人は永代小作の権利は失うことになるかと思えます。解約をして次の方に貸すという方法も一つですし、あるいは権利主張されて、時効取得ということも考えられます。

3 2 番 確かに、解約の手続きをすればいいですけど、そこは、こちらがタッチしようがない。小作人さんと地主との間のことですから、こちらはタッチしようがない。以前の方が永代小作で続けておられ、亡くなられて、例えば借りて土地を作られる方にはこういう事情がありますよということはお伝えし、正規の手続きが取れんで、又貸しの又貸しみたいになる。

議 長 だけね、以前もちょっとあってね。小作と地主が、永代小作で、小作権があるのどうのこうのということがあって、そういう場合はどうしようもないから五分五分だわいなって話があって、かたをつけた件もあります。昔は、四分六分とか、今の時代は五分五分だとか、両者が納得してされた件もあります。  
はい、河本委員。

2 1 番 永代小作の件で、私がちょうど1年ぐらい前かな。農業会議に質問したとき、永年小作をやった人が耕作できんようになった場合はもう、補償せんでもいいですからね。チャラになるということです。

議 長 今、つくっとる人がようつくらんてか。

3 2 番 そう。ようつくらんって。亡くなんなってね。

議 長 本人が亡くなっているんなら、土地を返しちゃって、地主が新しい人と契約しなればいい。そう教えてあげればいい。

3 2 番 農家台帳は、閲覧することもできますか。

事務局 農業委員さんの立場で活動される場合なら閲覧できます。

議 長 徳田委員。

3 2 番 さきほどの市道の法面はですね、県は確かに法面から1 mは県が刈る。道路までは。ちゃんと県が年に2回刈るということで、市は全然そういうのはないんでしょうか。

議 長 倉吉市の建設課が出しとる維持作業については舗装がめげた所とか、水路のめげた所、そういう所を前期・中期・後期と分けて業者に出すわけです。市道については。ただ草刈りまでは入っていません。県の場合の維持管理業務というのは、法面の道路から1 mまでの草刈りをします。それから、舗装がめげた所、穴が開いているところを舗装します。残念ながら、皆さんも私も市道の所は法面刈ってますよ。皆さんそうでしょ。

19番 改良区も草刈りせんかいな。

議 長 改良区は刈りません。

19番 改良区は金を出したら刈る。

議 長 それは農道台帳で管理して、市道に通じた農道を刈ったら、市から交付金が貰えるということ。

19番 いや、改良区の管理道路。

議 長 管理道路あるもちろん。それは皆個人で刈りよるけども、天神野だけは、業者を雇っている。天神野はそういうふうにしてる。

その他、ございませんか。鐵本委員。

2番 一つだけ。農業新聞にね、大体、田んぼを10haくらいつくって、そのぐらいが損益の際だと、それを超えると機械もいるし、費用がよけかかるし、結局マイナスになっちゃうでないかというやなことが書いてあって。私は、僅かしかつくっとらんで、そういうぐらいなものでしょうか。ちょっと教えて下さい。

26番 20だな。

議 長 大体、以前から聞いとるのは、20haが際だろうと。その辺が、一番利益が残るということで、10ではちょっとえらいですけど。ただし、すべて自分でやって、販売もせないけません。他にございますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、今日の委員会は只今をもちまして閉会と致します。お疲れ様でした。

— 午後1時55分 閉 会 —